



2026年6月26日

各位

会社名 株式会社トリプルアイズ  
代表者名 代表取締役 片渕 博哉  
(コード番号：5026 東証グロース)  
問合わせ先 執行役員 近藤 一寛  
(TEL. 03-3526-2201)

有償ストック・オプションの取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社が既に発行している第5回から第7回新株予約権につきまして、下記のとおり、2026年6月26日に残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本新株予約権の取得及び消却  
(1) 取得及び消却する新株予約権の概要

<第5回新株予約権>

新株予約権の名称	株式会社トリプルアイズ第5回新株予約権
発行決議日	2024年8月28日
割当日	2024年9月18日
発行した新株予約権の総数	168,150 個
発行した新株予約権の権利行使価格	1,405 円
発行した新株予約権の強制行使条項	連続する 21 営業日の終値の平均が 562 円を下回る場合
新株予約権 1 個当たりの発行価額	162 円
取得及び消却する新株予約権の数	155,400 個
取得価額	無償
取得予定日	2026年6月26日
消却予定日	2026年6月26日

<第6回新株予約権>

新株予約権の名称	株式会社トリプルアイズ第6回新株予約権
発行決議日	2024年8月28日
割当日	2024年9月18日
発行した新株予約権の総数	446,350 個
発行した新株予約権の権利行使価格	1,405 円
発行した新株予約権の強制行使条項	連続する 21 営業日の終値の平均が 422 円を下回る場合
新株予約権 1 個当たりの発行価額	8 円
取得及び消却する新株予約権の数	410,600 個
取得価額	無償
取得予定日	2026年6月26日
消却予定日	2026年6月26日

<第7回新株予約権>

新株予約権の名称	株式会社トリプルアイズ第7回新株予約権
発行決議日	2025年2月28日
割当日	2025年3月26日
発行した新株予約権の総数	353,400個
新株予約権1個当たりの発行価額	6円
発行した新株予約権の権利行使価格	1,218円
発行した新株予約権の強制行使条項	連続する21営業日の終値の平均が365円を下回る場合
取得及び消却する新株予約権の数	265,600個
取得価額	無償
取得予定日	2026年6月26日
消却予定日	2026年6月26日

(2) 本新株予約権の取得及び消却の理由

第5回から第7回新株予約権は、当社グループの中長期的な企業価値の向上、株主の皆様とのリスク共有、経営への長期コミットを目的として、役職員の意欲及び士気を一層高めるため、有償により発行したものであります。このうち、株主の皆様とのリスク共有を狙いとし、これら新株予約権には株価が一定水準を下回った場合に強制行使となる条件が付されております。足元の株価推移を踏まえると、特に第5回新株予約権については、強制行使条件（連続する21営業日の終値平均が562円を下回ること）に抵触する可能性が高まっていると当社は認識しております（2026年6月25日時点における21営業日の終値平均は570円）。なお、本新株予約権の発行の趣旨及び制度設計の背景につきましては、2024年9月3日開示「有償S0の発行と取締役への貸付とその背景について」及び2025年2月28日開示「有償S0の発行とその背景について」に記載のとおりであります。

当社取締役会では、本新株予約権の制度設計にあたり、強制行使条件が現実適用される局面においては、市場株価と行使価額との乖離により、役職員が短期的な株価動向を過度に意識した経営判断や業務執行に傾く可能性や、経済的負担の増加による人材流出リスクが生じ得ることについても議論してまいりました。一方で、そのような局面は限定的であることを前提に、株主の皆様とのリスク共有を実効的なものとし、中長期的な企業価値向上へのコミットメントを一層高める効果の方が大きいと判断したことから、本制度を採用いたしました。

一方で、当社取締役会では、新株予約権の制度設計を検討した当初から、仮に強制行使条件に抵触した場合には、市場株価と大きく乖離した行使価額で役職員が株式を取得することとなり、短期的な株価を過度に意識した経営判断や業務執行を誘発するおそれ、また優秀な人材の離職につながる可能性など、中長期的な企業価値の向上や株主共同の利益の観点から望ましくない影響が生じ得ることについて議論を重ねてまいりました。本日開催の取締役会において、当該新株予約権を維持した場合に想定される効果（強制行使条項の適用による影響を含む）と、本件取得を行った場合の影響について、改めて比較検討を行いました。

当社における、当該新株予約権を維持した場合に想定されるメリットとしては、株価下落リスクを役職員が負担することで、株主の皆様との利害共有のインセンティブを文字通り体現できる点にあります。また、仮に強制行使条件に該当した場合には、市場価格と比較して有利な条件（高い行使価額）での資金調達が可能となる側面もございます。

しかしながら、上記の前提としていた市場環境から大きく状況が変化し、足元の急激な市場環境の変化等（具体的には、現在の株式市場は、全体としては日経平均が史上最高値を更新するなど非常に強いモメンタムを維持している反面、金利先高観や海外情勢、米国の金融政策（利上げ警戒など）に伴うボラティリティ（価格変動）の拡大、さらに「大型株・半導体株主導の上昇相場の中で、中小型株への資金流入が限定的で二極化が進んでいる」という状況が続いていると当社は認識しております）により、実際に強制行使条件への抵触可能性が制度設計時の想定を上回る水準まで高まった現在においては、当初は限定的と考えていた上記リスクが現実的かつ重大な経営上の課題となる蓋然性が高まり、制度を維持することによる弊害が当初の想定以上に大きくなるものと判断いたしました。すなわち、制度本来の目的である中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして機能する範囲を超え、短期的な株価変動への対応が経営判断を左右しかねない状況となったものと認識しております。行使価額と市場株価の乖離が著しくなることで、役職員が極度に短期的な株価回復（条件抵触の回避・脱却）を意識した経営判断や業務執行に陥るリスクが高まり、結果として中長期的な成長投資や本質的な企業価値向上への議論が阻害される懸念が生じております。また、過度な経済的負担に伴う人材の離職リスクは、当社の持続

的成長基盤を揺るがしかねない重大なデメリットとなります。

一方、本件取得を行った場合、当社に払い込まれる予定であった資金の調達機会は失われ、またリスク共有という当初のメッセージとの一貫性について懸念を生じさせる側面は否定できません。しかし、発行に際して役職員が払い込んだ金銭（発行価額）は当社の資本に組み入れられており、権利行使に至らない場合でも役職員には既に一定の経済的負担が発生しております。さらに、仮にこのまま強制行使がなされた場合、残存する第5回から第7回新株予約権の合計 831,600 株の発行による株式価値の希薄化および1株当たり利益の減少が実現することで、市場株価へ影響を及ぼすことも想定されました。

当社取締役会としては、これらのメリット・デメリットを総合的に比較衡量した結果、現時点においては、潜在的な株式希薄化リスクを回避し、かつ役職員が短期的な株価変動に過度にとらわれることなく中長期的な事業成長に注力できる環境を維持すること（およびそれに伴う離職防止）が、最終的に株主共同の利益に最も資するものであると判断し、本件取得を実施する決議に至った次第です。

以上の経緯を経て、残存する第5回から第7回新株予約権の全部を取得し、消却することといたしました。なお、外部の価値算定会社から算定書入手し、これに基づき適切な金額で有償ストック・オプションを発行しておりますが、その発行価額につきましては当社の責任のもと決定しております。また、本件無償取得につきましては発行要項に基づき行っており、適法かつ妥当な手続きである旨を当社顧問弁護士に確認済みであります。

また、当社は、当社取締役に対し、本新株予約権の発行に伴う発行価額の払込に充当するために貸付を実行しておりますが、本件無償取得は当該貸付の返済条件の変更事由に当てはまらないため、当初の貸付条件のまま貸付の回収を継続いたします。

## 2. 今後の見通し

なお、2026年8月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上